

# おんじゅく

The Onjuku Koho

73-3

開発特集号

千葉県御宿町役場発行



美しいおんじゅくを活かすために



## 恵まれた立地条件と住民協力がプラス

御宿町は、いままで大きな変貌をとげようとしています。あすの御宿のあるべき姿を求め

県南総開発局が、新しい試みで当地域にゴルフ場や保養団地等の開発を行ない、町民の所得と福祉の向上を図ろうというものです。したがつて町では、この事業を全

## 小規模乱開発の歯止めに自然との調和を活かした絶妙のプラン

この開発計画は、自然環境に恵まれた当地域の特色を生かして、観光の通年化をはかるとともに保養団地の造成により、定住人口の増加をはかり地域の発展に寄与しようというものです。そして、このような大事業を行なうのに絶対に必要な条件は、

1. 上水の確保。
2. 自然環境を守る、という必須条件があります。

**上水確保が最優先**

第一の上水の確保は、昭和十五年の夷隅地域の一日あたり水の必要量は二万八千トン。現状は一万三千六百トンしか供給できません。しかも夏季観光客をはじめ、当地区を訪れる観光客は年々その数をましているにもかかわらず、現在の観光の主体を占める海型観光地には水道施設が皆無です。このため早晩、水不足による観光産業の混乱は避けられないものとなるう

そこで、開発事業の最優先に手

大

経済的高度な発展による幣害

がけなければならない仕事は、上水用ダムの建設が不可欠な要素です。

面的にバックアップします。そし

て、このような大事業を成功させには、精密な計画と、英和と、

町民みんなのご理解とご協力はもとより、時代を先取りする決断と実行が行政に強く要求されます

この姿勢こそ、あすの御宿が生きる道に通じると信ずるからです。

町民みんなのご理解とご協力はもとより、時代を先取りする決断と実行が行政に強く要求されます

この姿勢こそ、あすの御宿が生きる道に通じると信ずるからです。

このような開発にひきかえ、南総開発局による開発事業は、上水施設、下水処理施設、防災対策などの基本施設は県が直接監督下に施行し、自然保存についても県の監督、規制のもとに、よい環境の用地を造成していきます。

一、行政需要の増大に伴う、町政の圧迫。  
一、海岸の汚染。  
一、流人住民と在来住民との異和感。

一、流域処理の不備による河川、海岸の汚染。  
一、行政需要の増大に伴う、町政の圧迫。  
一、民間大資本の進出による地域住民への利益の不還元等があげられると思います。

### 開発は時代の要請

国民所得の向上（それとともに

消費の増大）、余暇の時間の増大、

交通機関の進歩による機動性の拡

大、経済的高度な発展による幣害

一部反対住民の説得の道でしうげられると思います。

このような不安に答えることが

防災計画に頭脳集中

一、自然の保護について。

### 開発と自然保護を両立

第二点の自然保護による環境の保全は、小規模で無秩序な乱開発をおさえ、恵まれた自然環境を生かしながら、調和のとれた開発をしようというものです。たまたま現在あちこちで行なわれている小規模開発をみるとおわかりいただけるよう、緑を無惨に削りとり、防災、汚水処理に対する考慮はまったくされていません。このよ

うな開発を放置すれば、町の行政需要こそ増え、利益の還元など望まれません。

このようにして、調和と自然環境をチェックしながら開発を進めていますが、一部住民の間に危惧を抱いている人があるようです。そのような人は、つぎのようないでメリットを主張するのではないで

しょうか。

このようにして、調和と自然環境をチェックしながら開発を進めていますが、一部住民の間に危惧を抱いている人があるようです。そのような人は、つぎのようないでメリットを主張するのではないで

しょうか。

このようにして、調和と自然環境をチェックしながら開発を進めていますが、一部住民の間に危惧を抱いている人があるようです。そのような人は、つぎのようないで

メリットを主張するのではないで

——公害、新しい文明病、人間と自然との離反、人間は自然に帰るという本能の帰結——こうした時代の要求とともに、人間性の回復、目覚めに応える、このような開発は、十分そこに住みつく人々を喜ばせることができると思います。

# 先進保養地にまさる

## 南総開発局 御宿地区 開発計画



### (イ) 有効な土地利用計画

今回の計画のなかで住居用に供する土地の面積をA地区——

50%、B地区——55%、C地区——

30%以下とおむね50%程度に制限し、ほかは緑地または緑地を保存する形で利用するよう制限します。

(ロ) 住居用の用地について  
住居用の用地についても原則的に造成はせず、現地形を極力利用することとし、土地利用の効率上やむをえず造成する場合でも、造成後植栽等により緑を復元する——これは、人間が作りえる自然の最もやさしい方法です。

い、今回の用地買収にあたり原則として、立木を買取り補償をしているのは、緑を保全するための目的であり、全面造成の場合は立木を買収せず、地権者の処分にまかせる方が経済的に有利であるが、買取りにより乱伐を防止することとしています。

### 二、環境保全について

#### (イ) 汚排水の処理

本地区的恵まれた自然環境を積極的に維持しながら、住みよい生活環境を保持するとともに

### 流末河川の水質汚濁による公害

防止に留意し、放流河川の水質許容限度を十分考慮した汚水処理場を局が直接施工します。

一日一人排出量をじん芥処理施設補助算定基準の千三百グラムとし、想定入込人數によつて算出できる、じん芥排出量は約

一日当り五トンとなります。現

況の町の処理能力は一日当り十

トンであるが、増加分の処理に

ついては、増設および改善費に

ついても町が負担し、集荷経費に

ついても町と協定を結び、実質

的に町の超過負担とならないよ

うにします。

### 三、災害の防止について

#### (イ) 調整池——現在の流出量を保つため造成後と造成前の流出係

数の差により生ずる水量を一時貯留し、土砂等を沈澱させたのち、調整して河川へ放流するこ

となり、水害等の心配はない

目途とする。ただし十ヘクタ

ル以下の場合はも災害の影響があ

る」と考えられる場合につくこと

### (ロ) 調整池の洪水調整容量の算定

節四、開発事業の及ぼす影響はつぎの条件について行なう。

この開発事業（別表開発事業のあらまし参照）が完成し、昭和五

十五年ごろの町勢を展望してみる

過確率での雨量を対象として開発後における洪水のピーク流量——

(b) 基準雨量は勝浦測定所の資料候

値を超えないよう調節する。

(c) 堆砂量については、造成中は

一年に一ヘクタール当り百五十

立方メートルの土砂が流れ、この期

間が三年間。造成後は、一年に一

ヘクタール当り三立方メートルの土砂

が流れ、その期間は造成後百年と

した容量を計算してある。

そのほか、施工中の防災対策に

ついては、建設工事の施工順位と施工時期を明確にし、木工沈

床、シガラ、板棚集水管等の施

設を仮設、あるいは永久施設と

して十分施行計画の中に折り込

む、また不慮の災害による補償

約一億円増加し、五億六千万円となる。

### 農・漁業||開発用地提供に伴つて

農業・漁業の近代化促進と流通改善を図るようにして現在概要四億

六千万円の所得であるが、これは

約一億円増加し、五億六千万円となる。

観光人口||本町に来遊する観光人

口は毎年百四十万人位あります

がこの観光客も夏季のみでなく四季を通じて平均し、約三十五万人増加して百七十五万人位になる。

上水道||現在上水道施設はないが

新に一日最大給水量約三千二百ト

ンの上水道が敷設されて約七千六

百人分の上水道が供給され既成市街

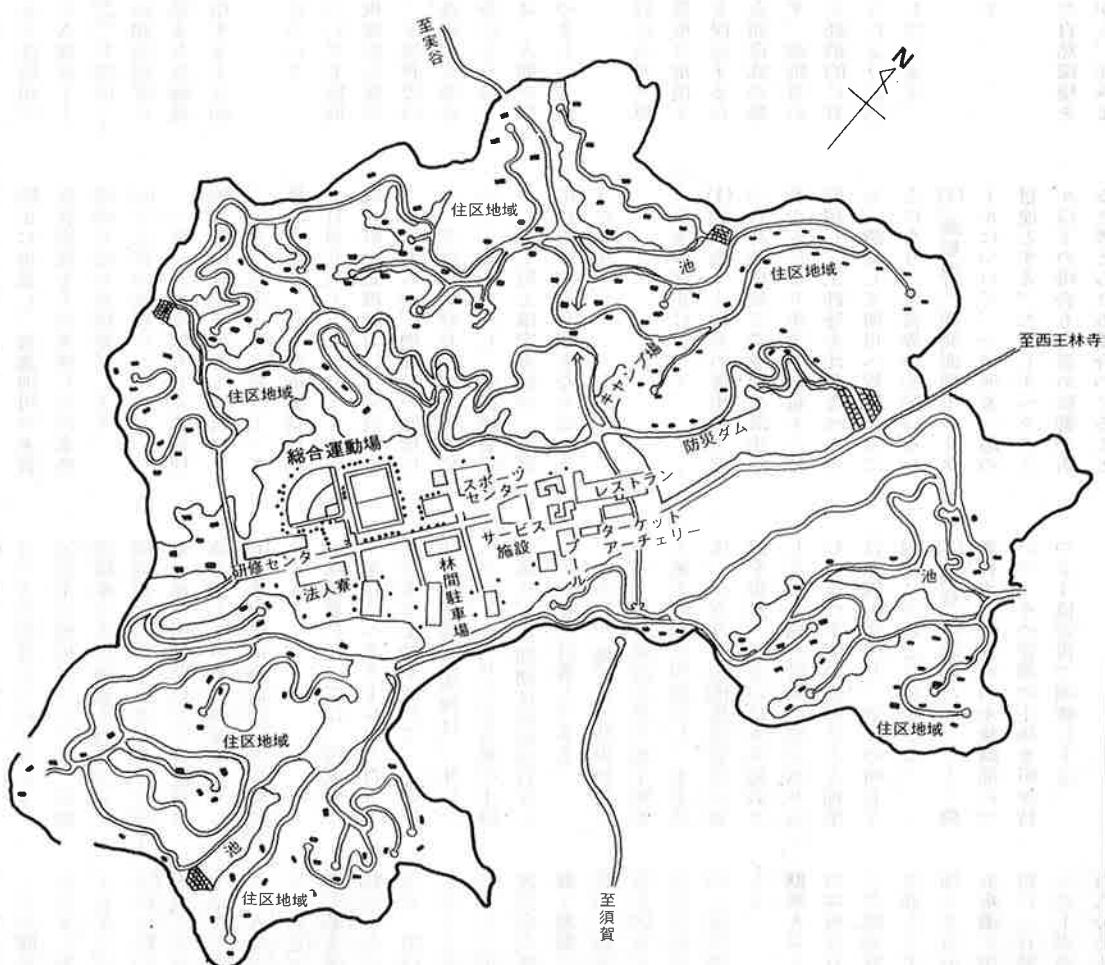
一セントの上水道普及率となります。

**雇用**||現在雇用労務者数は概ね七百人位でありますが新に地元商工業、サービス業、建築業の伸展に伴つて約五百人位増加して近効において賃金収入が概ね三億円程度増える。

**固定資産**||開発地域外の固定資産の総額は土地面積二千二百三十ヘクタールで約四千億円となります。これは財産価額及び新たな投資によるものが約千九百億円になるものとみられ五千九百億円となり概ね五十パーセント増となります。

以上が開発に伴うメリットですが、いずれにしても、いま、新しい変革の時代をむかえようとしているときに、みなさまの英和とご協力が、あすの御宿の発展を左右するものと思われます。

いまこそ勇気と決断のいるときです。——この開発計画の説明だけでは十分とは申せません。疑問な点やお聞きしたい点はご遠慮なく開発事務所や役場へお聞きください。十分に話し合い、美しい豊かな御宿を次第の若者に引きつぎます。うではありませんか。



# ご質問欄

町民のみなさんから、多大の関心が寄せられている開発計画を解説してきましたが、一部の人からつぎのような熱心な質問がございましたのでお答えします。

——ゴルフ場ができるも落していいものは、ごみと排気ガスでは?

別荘団地を作るのだということが強調され、一般にはそのように受けとめられているようですが、開発の内容を要約しますと、

一、過去十数年に亘る経済成長政策の中で、環境汚染、人間性無視が問題になり、その反省の中での結果として、「健康にして安全な生活空間」に対する要求が強まりました。幸いにしてこの地帯は、自然的環境にめぐまれています。そこで、この地帯を健康的で安全な住居用地として提供することが、

国民的な要求を満すことになり、定住人口を増すことが、こゝ数年過疎化傾向をたどる町の発展につながると考え計画されたもので、中には別荘として利用する人もあらざれであります。

今回の開発計画は、ゴルフ場とは健康で安全な地域に定住したい人に住宅地を提供することです。

また、週休二日制などの普及によつて、家族ぐるみで、それぞれの趣味を生かして、安く安全に遊べる空間に対する要求も強まっています。したがつて、今回の開発

〔答〕

——いざれ大手民間資本が入り込んでくると思われる。彼らの手口はあくまでもコマーシャル主義と思うが。

最も、大規模な開発事業にあたっては、官庁と民間企業の共同出資による第三セクター方式が研究され、東北地方の開発に実際に適用されている事例もあり、東京湾横断堤も、この方式が採用されるときいています。しかし、第三セ

クターは開発内容によってまだ

ることが、今まで夏の海水浴客だけに集中していた観光客を、一年を通じて平均してよぶという町の政策にも合うことになります。

その他、別の質問で答えたように、町の水道施設の整備や、乱開発の防止も目的としておりますが、主な目的は以上のとおりです。

市街地に近いゴルフ場は、日帰り客が多く、御質問のような問題もあるかもしれません、都市から遠い、いわゆるリゾートコースでは宿泊してゆきり遊ぶ人々達が対象になりますし、「家族ぐるみで楽しく遊べるところ」ということが目標で、ゴルフ人口だけが対象の施設ではないことを御理解下さい。

——いざれ大手民間資本が入り込んでくると思われる。彼らの手口はあくまでもコマーシャル主義と思うが。

区域の中に、ゴルフ場、総合運動場、サイクリング道路、遊歩道、果樹園、樹木園、芝生広場、など総合的な施設を配置して、家族で泊りがけでそれぞれの好みに応じて楽しく遊べる場所を作ることであります。ゴルフ場はその一環として作

ることであります。そこでは、今回の開発に当つて、官庁と民間企業が、それぞれの特徴を生かし、協力して開発に当ることは別個の質問でお答えいたとおりです。

——最後は民間企業の手で宅地を分譲するのではあります。

第三セクターではありませんが、民間資本を利用すると同時に、「餅やは餅や」という言葉のように、官庁と民間企業の特徴を生かして事業を分担することにしています。即ち、幹線道路、上水道施設、污水处理施設など公共的な基盤整備は、官庁と民間企業の特徴を生かして事業を分担することにしています。

今回、六百ヘクタールに亘る開発面積のうち三四%程度は、自然を生かした望ましい生活空間として造成し、この地域に住みたい人々に分譲することになりますが、

しかし、手放しで民間に委せるのではなく、民間企業と県や町が協定を結び、自然保護、防災事業、土地利用計画、分譲する場合の価格について、町の超過負担となる開発によって、町の超過負担となるようじん芥処理や消防施設に対する負担区分、運営について町の発言権を留保するための協議会の設置など細部に亘つて協定し、協定に違反した場合は、県が契約解除権を留保し、買戻し特約登記をするなど、県や町の監督権を持ちながら事業を進めます。

——業者の考えでは、多少の固定賃産税が町へころがりこむ程度と思うがどうか。

この場合、企業の立場から、何のメリッカもなく協力するはずはありませんので、適正な利潤を認めながら協力してもらうことにな

だ検討すべき問題点が沢山残されています。そこで、今回の開発においては、総額で三百三十億円ほどの事業費が予定されますので、

〔答〕

この場合、企業の立場から、何の開発規模で、現在の税率から試算した税額は、固定資産税で一億五千万円、娯楽施設利用税の還元が五千万円程度となり、大原と御

宿の開発面積に応じて配分されることになります。

しかし、居住用地の開発による定住人口の増加、観光の通年性による観光人口の増加によって、ホテル、民宿への宿泊客の増加はもとより、土産品の販売、農水産物の消費も増え、これらの付加価値が、固定資産や資本を増加させ、労務費へ還元されて、いろいろな形で地域住民の家計収入に影響を及ぼすことになります。

したがって、開発計画に対応して、農業協同組合や漁業協同組合などが中心になり、生産計画や流通計画を樹て計画的に指導すればその効果はますます大きくなると思われます。

——出水のたびに水害が懸念されますが、対策は万全なのか？

〔答〕

最近、南総の海岸線は、別荘地と称して小さな面積を宅造して売り出しています。これらの造成地を見ると、防災、汚水処理に対する配慮が全くなされず、自然を破壊し、ただ山を削って平地を作つてあるにすぎません。このようならころに人が住み、もし災害がおこれば、国や県や町の費用で救済、

復旧をしなければなりませんし、汚水で迷惑するのは附近の住民であります。

結局、町の費用で始末することを要求されます。そこで今回の開発にあたっては、上水道、下水処理施設、防災対策など基本的な施設は県が直接又は県の監督の下に計画的に整備し、しかも自然を温存した大規模な住居用地を造り、この地帯に住みたい人の需要を満すことによって小規模な乱開発を防ぐことを目的の一つにしております。従つて、自然保護、環境の保全、災害の防止については、法律や県の条例で定められた規準に従い対策を構じます。詳細は本文に書いたとおりですが、これらの規準は、全く平らに造成した場合を想定した場合の基準であり、今回の開発を現地形ができるだけ利用し、樹木の材採も最少限に止めるので、流出率はずつと低くなりますが、平地に造成したときと同様の規準を採用して、調整池などを配置し、造成によって災害や被害が増えないよう慎重に計画しています。また、今まで大雨のたびに浸水していた一部の地帯についても、開発には直接関係はありませんが、周辺整備事業として排水改

良事業をすることにします。

## 秩序ある開発を……

